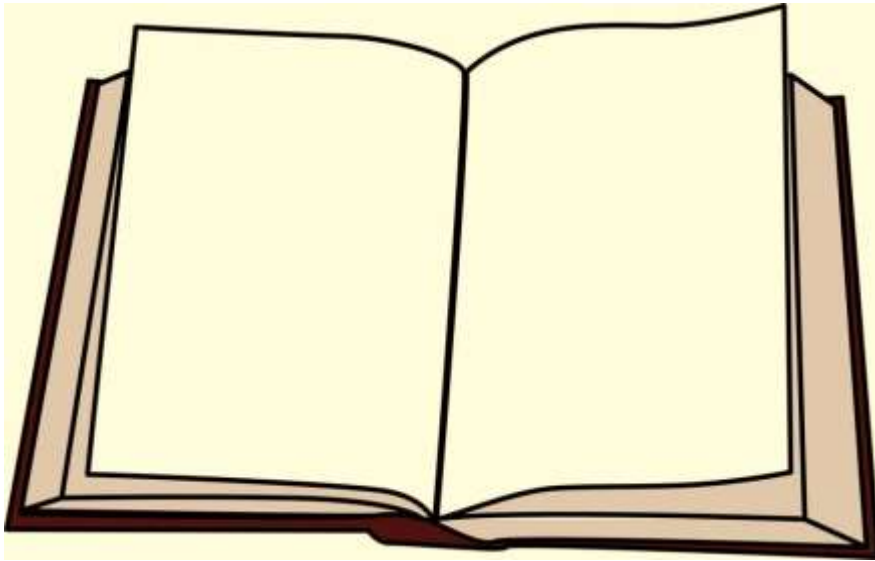


千葉市子ども読書活動推進計画 (第3次)

～ おはなし・読書 ちばプラン ～



平成 2 8 年 3 月

千葉市/千葉市教育委員会

も く じ

はじめに	・・・ 1
第Ⅰ章 第2次計画における状況	
1 主な取組	・・・ 3
2 成果（目標とする数値に対する状況）	・・・ 3
3 課題	・・・ 5
第Ⅱ章 第3次計画策定の基本方針	
1 基本的な考え方	・・・ 7
2 基本方針	・・・ 7
3 計画の期間と対象	・・・ 8
4 推進体制等	・・・ 8
5 財政上の措置	・・・ 8
目標とする数値	・・・ 9
第Ⅲ章 計画推進のための取組	
1 家庭における取組	・・・ 10
2 地域における取組	・・・ 11
3 学校等における取組	・・・ 20
4 家庭・地域・学校等間の連携	・・・ 25
5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	・・・ 28
6 推進体制の整備	・・・ 31
巻末資料	・・・ 32

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であり、そのための環境を社会全体で積極的に整備していくことは極めて重要です。

しかしながら、テレビやゲーム、インターネット、携帯電話等の様々な情報メディアの発達・普及により子どもの生活環境は大きく変化し、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が進行し、その影響が懸念されます。

こうした中、国は、平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定後、翌年8月には法に基づく基本計画を策定し、各自治体においても「子ども読書活動推進計画」を策定し、推進に努めることとしました。さらに、平成20年3月及び平成25年5月に、一定の成果があったものの、依然として学校段階における差が生じているなど課題が残ることや、法整備等の環境の変化を踏まえ、第2次、第3次となる基本計画を策定しました。

一方、本市では、平成16年3月に第1次となる「千葉市子ども読書活動推進計画」を、また、平成23年3月には第2次となる計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいりましたが、国と同様に一定の成果はあったものの課題も残ることから、これまでの取り組みの成果と課題の検証を踏まえ、今後の基本方針を定めた、第3次の「千葉市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

引き続き、子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくことができるような読書文化を地域に根付かせるべく、本計画に基づき、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

第1章 第2次計画における状況

子どもの読書離れが憂慮される中、本市では、平成23年に第2次となる子ども読書活動推進計画を策定し、142の事業を展開しており、平成26年度までの状況で、約8割の事業が予定どおり実施されています。

また、第2次計画では、5つの課題とその解決の進捗状況を図るため、4つの目標とする数値を定め、計画を推進してまいりました。

しかしながら、その課題の一つである「学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向」は、国の第3次計画でも引き続き課題とされており、子どもの自主的な読書活動が必ずしも定着しているとは言えません。

子どもの自主的な読書活動を定着させるためには、幼少期からの読書活動を文化として根付かせることが重要です。そのために、発達の段階に応じた取り組みを推進するとともに、読書に親しめるように配慮した環境の整備等に積極的に取り組んでまいります。

経緯

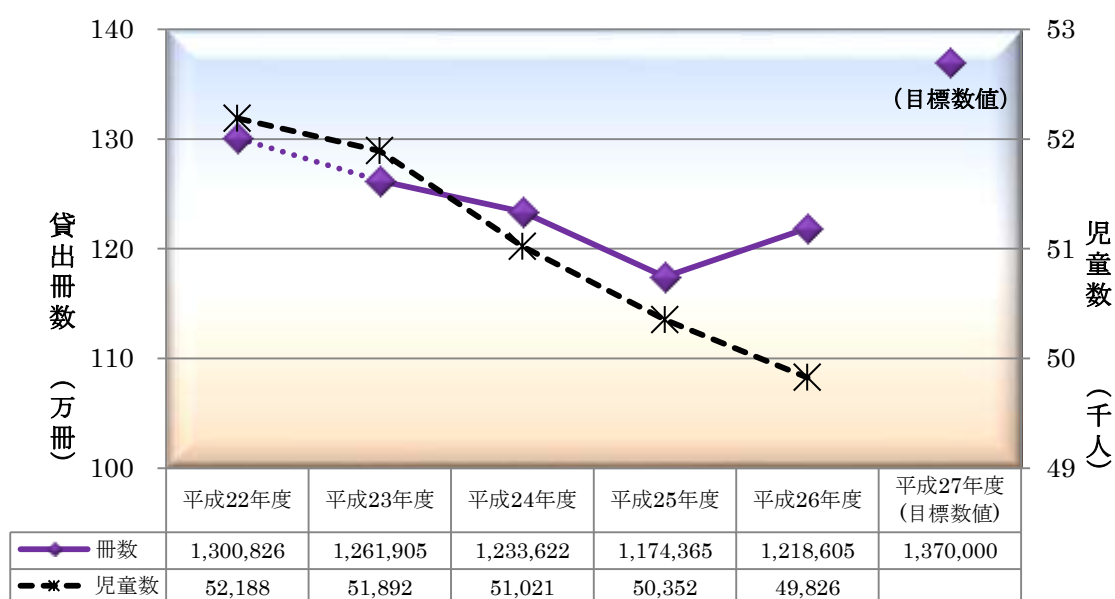
国：平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
国：平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
県：平成15年3月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」策定
市：平成16年3月	「千葉市子ども読書活動推進計画」(第1次)策定
国：平成20年3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)策定
県：平成22年3月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」(第二次)策定
市：平成23年3月	「千葉市子ども読書活動推進計画」(第2次)策定
国：平成25年5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)策定
県：平成27年3月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」(第三次)策定

1 主な取組

- (1) 子ども読書講座の実施
- (2) ブックスタート事業の実施
- (3) ブックスタート事業推進ボランティア研修の実施
- (4) 地域おはなしボランティアスキルアップ研修の実施
- (5) 子どもへの本の読み聞かせに関する講座の実施
- (6) 公衆無線LANサービスの提供開始
- (7) 地区図書館ヤングアダルトコーナーの設置
- (8) 放課後子ども教室でのおはなし会の実施
- (9) 小中学校での全校一斉読書の実施
- (10) 12学級以上の全小中学校への司書教諭有資格者の配置
- (11) 全小中学校への学校図書館指導員の配置

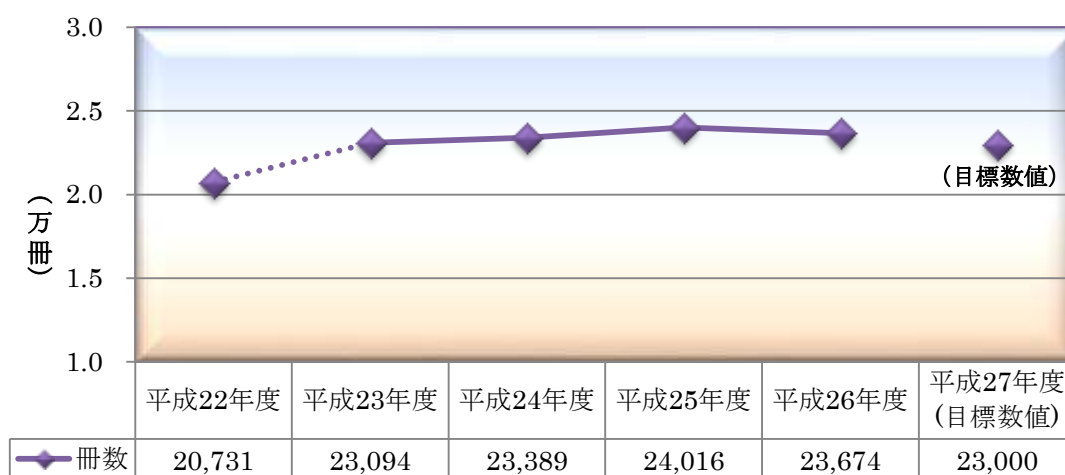
2 成果（目標とする数値に対する状況）

① 児童書貸出冊数【千葉市の図書館】



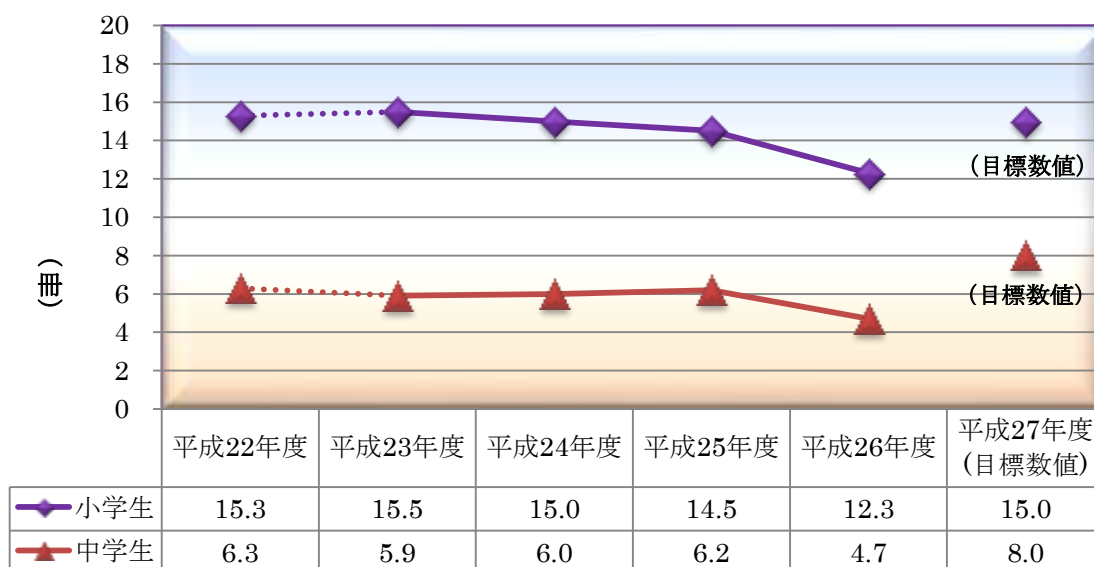
平成23年度から25年度の児童書の貸出冊数は、小学生の児童数の減少に比例し、減少しています。しかし、「子育てコーナー」を設置したことや、夏休みに合わせ、学校を通じて小学1年生から3年生に配布した「まほうの読書ノート」の効果により、26年度には増加に転じています。

② 団体貸出用資料の貸出冊数【千葉市の図書館】



平成21年度から中学校向けセット貸出及び地区図書館での受け渡しを開始したことにより、貸出冊数が計画初年度から26年度まで目標とする数値を上回っています。

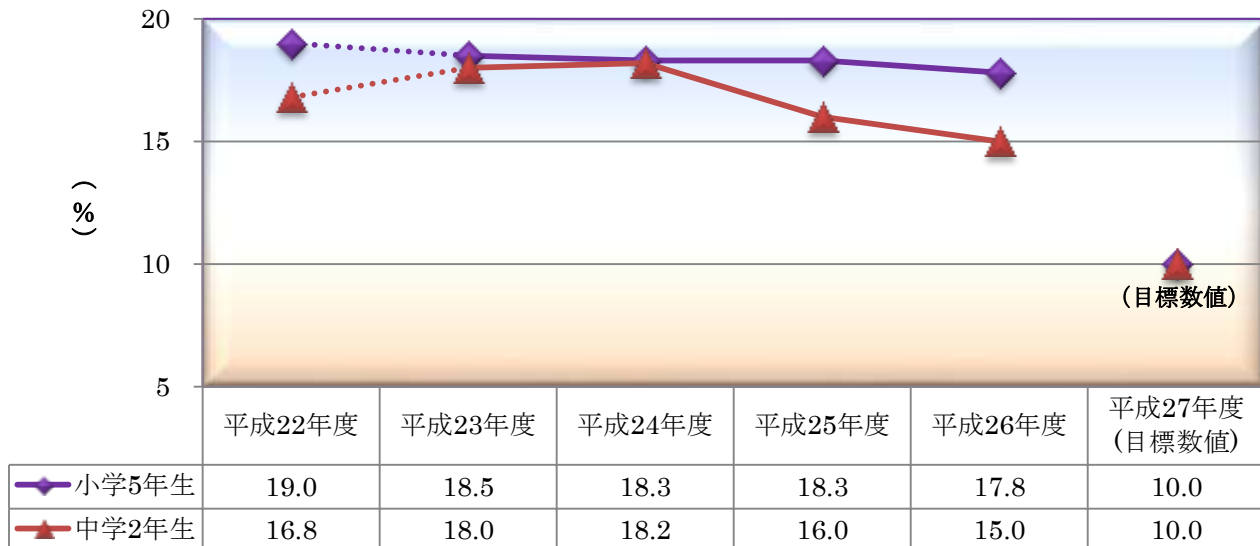
③ 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数【千葉市児童生徒の読書量調査】



小学生については、平成23年度から減少傾向が続いています。また、中学生については、平成25年度まで若干増加し、平成26年度に落ち込みが見られます。

これは、パソコンやスマートフォンなどの電子メディアの普及や、習い事などにより家庭での読書の時間がうまく確保できていないことが考えられます。

④ 学校以外で1週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合【千葉市学力状況調査】



この数値は、読書に親しむ児童生徒の割合が増えれば数値が減少し、本市の小学5年生及び中学2年生は、23年度から減少傾向にあります。

しかし、目標とする数値からは遠い状況です。

これは、「③ 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数」と同様、パソコンやスマートフォンなどの電子メディアの普及や、習い事などにより家庭での読書の時間がうまく確保できていないことが考えられます。

3 課題

第2次計画により児童書貸出冊数が減少から増加に転じたことや、団体貸出冊数が計画初年度から目標とする数値を上回るなど、一定の効果が認められますが、引き続き以下の課題に対応する必要があります。

(1) 学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向

国の第3次計画でも引き続き課題とされている項目であり、本市での平成26年度調査（千葉市児童生徒の読書量調査）においても、1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合が、小学生1.1%、中学生7.9%となっており、国と同様の傾向が見られます。

この傾向を解消するためには、子どもが幼少期から読書の楽しさを体感し、習慣とするための取り組みが必要です。

(2) 図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携

子どもの読書活動を推進するためには、関係機関の連携が欠かせません。

より一層、各関係機関等の連携を深め、効果的かつ効率的な事業展開を図るとともに、子どもの読書活動の推進に向けた啓発に取り組む必要があります。

(3) 子どもの発達段階に応じた読書に対するきっかけ作り

子どもは日々成長していくため、事業の停滞は避けなければなりません。

各事業の推進に当たっては、確固とした事業計画のもと予算措置と執行体制を整え着実な展開を行い、一人でも多くの子どもが「読書が好きだ」と感じ、読書を習慣とするよう、子どもの読書活動の推進を図ることが必要です。

(4) 社会全体の読書活動推進に関する気運の醸成

子どもの読書活動を根付かせるためには時間がかかります。

各関係機関は自己の役割を十分に果たし、必要に応じて連携し、粘り強く子どもの読書活動を推進するための取り組みを継続し、社会全体で支援していくことが求められます。

第Ⅱ章 第3次計画策定の基本方針

1 基本的な考え方

国及び千葉県の動向や第2次計画における成果と課題、法整備などの環境の変化等を踏まえ、幼少期からの読書習慣を文化として根付かせることを目指し、次の3つの基本方針を定め、子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

方針1 読書に親しむ機会の充実

子どもたちは、読書を通じて多くの知識を習得するとともに、読解力をはじめ、想像力、思考力、表現力等の様々な生きる基礎力を養っています。

子どもたちが読書の習慣を身に付けるためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子どもの読書活動を支援していくことが重要です。

このため、関係者は、関係者同士の連携・協力を深め、ボランティア等の協力を得ながら、その特性を生かした事業を推進することにより、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。

方針2 読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの発達段階に応じた読書に対するきっかけ作りや、子どもが読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を得ることができる環境作りが必要です。

子どもたちは、読書を通じて自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度を培っています。

このため、関係者がそれぞれの役割を自覚し、子どもたちが自主的な読書活動ができるよう、施設・設備、人的環境の整備に努めます。

方針3 普及啓発活動の推進

子どもは読み聞かせや大人の読書する姿を見て読書意欲を高めます。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を示すことや、身近な大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を高めることが重要です。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、積極的な普及・啓発活動により、市民の理解と関心を深め、社会的気運の醸成に努めます。

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

平成28年度からおおむね5年間とします。

(2) 計画の対象

本計画でいう「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

4 推進体制等

本計画を実効性のあるものとするため、関係機関や施設の密接な連携を図るとともに、地域の民間団体等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図ります。

(1) 継続的な読書活動推進のための体制整備

第1次計画で進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に推進する組織として庁内に設置した「子ども読書活動推進会議」により、引き続き円滑な計画の推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等の連携・交流

子どもの読書活動推進に関わる関係機関・団体等が連携し、それぞれの特性を生かしながら協力し、共に充実した活動ができるよう情報や人材の交流、図書館資料等の有効活用に努めます。

5 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策・事業を推進するため、市をはじめ関係機関等は、その役割に応じ必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

目 標 と す る 数 値

子どもが自主的に読書をする習慣を身に付けることを文化として育み、将来的に読書が好きな大人を増やすことを目指して本計画を策定し、その進捗状況を把握するため、4つの目標とする数値を定めます。

なお、計画期間を平成28年度からおおむね5年としていることから、平成32年度を目標年度とします。

1 児童書貸出冊数

平成26年度	平成32年度	主な取組
158万冊	158万冊	・読書ノートの配布 ・(仮称)瑞穂情報図書センターの整備

(※ 公民館図書室を含む)

【千葉市の図書館】

2 団体貸出用資料の貸出冊数

平成26年度	平成32年度	主な取組
23,674冊	27,500冊	・団体貸出用図書についての蔵書検索機能の拡充 ・団体貸出用図書の充実

【千葉市の図書館】

3 読書習慣のある児童生徒の割合（1週間に1時間以上）

	平成26年度	平成32年度	主な取組
小学5年生	45.2%	52.0%	・学校における読書活動の充実推進 ・広報紙等を通しての啓発・情報発信
中学2年生	46.9%	52.0%	

【千葉市学力状況調査】

4 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合

	平成26年度	平成32年度	主な取組
小学生	1.1%	0.8%	・調べ学習の充実 ・全校一斉読書活動等の推進
中学生	7.9%	5.5%	

【千葉市児童生徒の読書量調査】

※ 推計値によると、児童生徒数は平成32年度までに約2,000人減少する見込み。

第Ⅲ章 計画推進のための取組

1 家庭における取組

(1) 家庭の役割

読書習慣は日常の生活を通して形成されるもので、家庭は初めて本と出会い、読書習慣を身に付けるための大切な場所です。そのため、保護者が読書についての理解を深め、工夫して子どもが読書に親しめる機会を作ることが重要です。

読み聞かせなど、「耳からの読書」はその後の読書習慣に大きな影響を及ぼします。子どもたちは保護者の愛情を感じながら読書の楽しさを体得するため、読書に関する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが必要です。

また、家庭での読書活動は、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるため、積極的に大人が子どもと読書を楽しもうとする姿勢や雰囲気作りが求められます。

こうした、家庭における読書活動を促すため、2つの新規事業を含む5つの事業に取り組んでいきます。

【5事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】読書ノートの配布	1 【新規】子どもたちが読書の楽しさや素晴らしさを感じて本を読むきっかけを作るとともに、子育て中の親が、読み聞かせ等を通して本に対する親しみを取り戻すきっかけを作ること、親子のふれあいや家庭での読書の推進を図るため、「まほうの読書ノート」を配布する。	中央図書館
【新規】親子ふれあい本の提供	2 【新規】子どもが本を読みたいと感じた時に子どもの身近に本が存在する環境を提供し、子どもと親の読書活動の推進を図るため、図書館で絵本や児童書を購入し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、家庭に貸し出すなどの活用を図る。	中央図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子ども読書講座の実施	3 保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような講座の実施を通じた情報提供や啓発を行う。	中央図書館
ブックスタート事業の実施	4 絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。	健康支援課 保健福祉センター健康課 中央図書館 地区図書館
ファミリーブックタイム運動の推進【拡充】	5 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集の配布に加え、新たに妊娠期用を配布する。【拡充】	中央図書館 地区図書館 指導課

2 地域における取組

子どもたちは、成長に伴って家庭から地域へと活動範囲を広げます。地域には図書館をはじめ、公民館、子育て施設など、子どもたちを育てる様々な施設があります。そのような地域に密着した施設は、多くの本に親しみ、友達とのコミュニケーションを深める場として期待されます。

本市では、地域・家庭文庫による読み聞かせなど、子どもたちが読書の楽しみを知るための取り組みが実践されています。

こうした、地域の施設や団体がその特性を生かし、子どもの読書環境の充実に努めるとともに、図書館が中心となり、互いに連携、協力することで、子どもたちが本とふれあう機会をより多く提供することが重要です。

(1) 図書館の役割

図書館は、適切に選ばれた豊富な資料を備え、子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを感じられる場所であり、おすすめの本の展示やブックリスト、パスファインダー*などにより、様々な情報を集めること

ができる場所でもあります。

また、保護者にとっても読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談できる場所です。

そのため、図書館では、読み聞かせ会や各種講座、展示（図書案内）等、様々な事業を実施しています。

さらに、地域における子どもの読書活動を活性化させるため、関係団体への支援、ボランティア等への機会や場所の提供、関係者への研修などを実施しています。

地域における取組の中で、図書館の役割は大変重要であり、地域における子どもの読書活動の中心的な役割を果たすため、3つの新規事業を含む53の事業に取り組んでいきます。

パスファインダー

特定のテーマに関する文献や情報を集め、探し方・調べ方の案内としてまとめたもの。

【53事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】(仮称)瑞穂情報図書センターの整備	6 【新規】平成26年3月に策定した読書環境整備計画に基づき、図書館サービスの向上を図るため、花見川区役所の一部スペースに「(仮称)瑞穂情報図書センター」を整備する。	中央図書館
【新規】ファミリー読書月間の制定	7 【新規】定期的に読書活動に対する興味を喚起することで、親子が本に親しむ習慣をつけるきっかけとし、子どもと親の読書活動の推進を図るため、毎年10月及び11月を「ファミリー読書月間」とする。	中央図書館
【新規】紙芝居ボランティア養成講座の実施	8 【新規】紙芝居ができるボランティアを養成するための研修を実施する。幼稚園や学校などの要請に応じてボランティアを派遣し、お話の楽しさを伝える。	中央図書館
見学や職場体験の受入れ	9 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れる。	中央図書館 地区図書館 指導課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
おはなし会の実施	10 わらべうたと絵本の会を実施する。	中央図書館 地区図書館
	11 毎週乳幼児や小学生を対象として、「定例おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	12 小学生や高校生などが語る「子どもが語るおはなし会」を実施する。	中央図書館 指導課
	13 外国人による「外国語おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	14 要請により学校や幼稚園、保育所、育児サークルなどに図書館員や地域おはなしボランティアが出向き、「出張おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	15 図書館に来館した学校や幼稚園、保育所などの子どもたちに図書館で「訪問おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	16 季節の行事などにあわせて、乳幼児や小学生とその保護者を対象に、親子で楽しめる「親子おはなし会」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	17 子ども読書まつり開催に合わせ、大型絵本おはなし会など、さまざまなおはなし会を「子ども読書まつりおはなし会」として実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども読書の日等関連行事の実施	18 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示や啓発資料配布等を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施【拡充】	19 「親子探検ツアー」、「一日図書館員」事業や民間との連携事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。【拡充】	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
	20 図書館が紹介するテーマに沿って本を読んだり(ブックラリー)、読んだ本の紹介をする(ブックトーク、本だいすき)など、子どもが主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業を実施する。	中央図書館 地区図書館
子ども読書まつりの実施	21 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。	中央図書館 地区図書館
子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施	22 保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような「子ども読書講座」の実施を通じた情報提供や啓発を行う。(再掲3)	中央図書館
	23 関心のある市民を対象に、子どもへの本の読み聞かせに関する講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
	24 図書館出前講座として「絵本講座」を実施する。	中央図書館 地区図書館
	25 図書館の資料を使った工作や、科学遊びを行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。	中央図書館 地区図書館
子ども向け資料検索講座の実施	26 子ども向けの図書館資料検索講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
子どもへの読書相談やレファレンスの充実【拡充】	27 子ども一人ひとりに対応するために、相談に応じる職員の研修を実施するとともに、パスファインダーの作成・活用により、年齢や目的に合わせたレファレンスのさらなる充実に努めるとともに、相談窓口を設置する。【拡充】	中央図書館 地区図書館
図書館ホームページ「こどものページ」の活用	28 「こどものページ」を積極的に活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。	中央図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
ファミリーブックタイム運動の推進【拡充】(再掲)	29 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集の配布に加え、新たに妊娠期用を配布する。【拡充】(再掲5)	中央図書館 地区図書館 指導課
図書館ネットワークの整備・充実	30 図書館ネットワークの充実を図る。また、利用者用検索機やインターネットによる予約受付などを実施する。	中央図書館
YAコーナーの充実	31 青少年向けの資料、サービスの充実に努める。	中央図書館 地区図書館
児童・青少年向け図書等の充実・計画的収集	32 乳幼児をはじめ、年齢に応じた児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	33 中・高校生向け資料(図書・CD・雑誌等)の幅広い収集に努める。	中央図書館 地区図書館
	34 調べ学習用資料の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	35 外国語の児童向け図書等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
障害のある子どもに配慮した資料の充実と提供	36 点字絵本を図書館で作成して、利用者へ提供するとともに、健常者に対してもバリアフリー啓発資料として活用する。	中央図書館
	37 視覚障害児への録音資料・点字資料の郵送貸出の充実を図る。	中央図書館
	38 身体障害等で来館に支障のある子どもに対する自宅配本サービスの充実を図る。	地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
	39 さわる絵本の作成、点字資料の収集など障害のある子どものための資料の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
地域おはなしボランティア養成講座の実施	40 おはなしボランティアを養成するために、計画的に養成講座を実施する。	中央図書館 地区図書館
地域おはなしボランティアの研修	41 養成した地域おはなしボランティアのスキルアップ研修を実施する。	中央図書館
職員研修の充実	42 新規図書館職員研修・おはなし会研修等を充実する。	中央図書館 地区図書館
保護者や教職員等への相談機能の充実	43 保護者や教職員からの子どもの読書に関する相談への対応・レファレンスサービスを充実する。	中央図書館 地区図書館
保護者向け読書相談窓口の設置【拡充】	44 子どもの成長に合わせた読書を進めるために、司書による保護者向けの読書相談窓口を設置する。【拡充】	中央図書館 地区図書館
児童書研究に関する図書の充実	45 児童書を研究し理解を深めるための図書の充実に努める。	中央図書館
団体貸出用図書についての蔵書検索機能の拡充	46 団体登録者(学校・文庫等)向けに、図書館ホームページでの団体貸出用資料検索機能を追加する。	中央図書館
各種研修等の支援の充実	47 幼稚園の読み聞かせ講座等、子ども読書活動の推進に係る研修への資料提供や講師派遣等の充実に努める。	中央図書館 地区図書館
	48 文庫団体等の研修支援に努める。 ※地域で活動する文庫等の研修の支援に努める。	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
団体貸出用図書の充実	49 学校向け団体貸出資料の充実に努める。 ※調べ学習に活用できる資料の充実を図る。	中央図書館
	50 文庫や読書団体等への団体貸出用図書の充実を図る。	中央図書館
学校図書館への支援	51 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。	中央図書館 指導課
市内小学校を対象とする図書館利用の促進	52 図書館職員が市内の小中学校を訪問し、図書館の利用案内を行う。	中央図書館 地区図書館
図書資料等の有効活用	53 図書館の不用図書・寄贈図書等を活用して、コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、幼稚園、保育所等の資料の充実を図る。	中央図書館 健全育成課 市民総務課 生涯学習振興課 幼保支援課 幼保運営課
ボランティア等との連携によるおはなし会の実施	54 幼稚園、保育所、認定こども園等におけるボランティア等による読み聞かせの支援に努める。	中央図書館 地区図書館 こども企画課 幼保支援課 幼保運営課
	55 小学生や高校生などが語る「子どもが語るおはなし会」を実施する。(再掲12)	中央図書館 指導課
	56 外国人による「外国語おはなし会」を実施する。(再掲13)	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
	57 要請により学校や幼稚園、保育所、育児サークルなどに図書館員や地域おはなしボランティアが出向き、「出張おはなし会」を実施する。(再掲14)	中央図書館 地区図書館
	58 子ども読書まつり開催に合わせ、大型絵本おはなし会など、さまざまなおはなし会を「子ども読書まつりおはなし会」として実施する。(再掲17)	中央図書館 地区図書館

(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割

公民館をはじめコミュニティセンター、子どもルーム、放課後子ども教室、育児サークルなどは、子どもが本とふれあい、読書に親しむことができる最も身近な場所です。各施設で実施されている様々な活動は、図書館同様、子どもが読書に親しむ契機となっています。また、地域・家庭文庫などの団体も様々な活動に取り組まれ、大きな力を発揮しています。

そうした施設や団体等では、子どもの自主的な読書活動を支援し、読書環境を豊かにする役割が引き続き求められていることから、「放課後子ども教室でのおはなし会の実施」など、17の事業に取り組んでいきます。

【17事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
放課後子ども教室でのおはなし会の実施	59 放課後子ども教室において、地域おはなしボランティアによるおはなし会を実施する。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
育児サークルでのおはなし会の実施	60 ボランティア等との連携により、希望する育児サークル対象者におはなし会を実施する。	健康支援課 保健福祉センター健康課 中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子どもや保護者が集う施設でのおはなし会等の実施	61 コミュニティセンターにおけるボランティア等によるおはなし会等の実施に努める。	市民総務課
	62 男女共同参画センターにおける、ボランティアによるおはなし会等の実施に努める。	男女共同参画課
子どもや保護者が集う施設における絵本コーナー等の設置	63 各区健康課における母子保健事業実施の際、絵本コーナーを設置する。	健康支援課 保健福祉センター健康課
子どもや保護者が集う施設における図書の充実	64 子ども交流館における図書の充実に努める。	こども企画課
	65 子どもルーム（放課後児童健全育成事業）の児童向け図書の充実に努める。	健全育成課
	66 地域子育て支援センター、子育て支援館、子育てリラックス館の絵本などの充実に努める。	幼保支援課
	67 コミュニティセンターの幼児室、図書室の図書の充実に努める。	市民総務課
	68 男女共同参画センターの児童向け図書の充実に努める。	男女共同参画課
ブックスタート事業の実施（再掲）	69 絵本を通じて親子のきずなを深めるため、4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを行う。（再掲4）	健康支援課 保健福祉センター健康課 中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子育てふれ愛フェスタの実施	70 「子育てふれ愛フェスタ」の中で「読み聞かせコーナー」を設けて読み聞かせを実施する。	こども企画課 中央図書館
読み聞かせ講座の実施	71 地域で子どもに読み聞かせを行っている方や、これから行おうとしている方を対象に、公民館での読み聞かせ講座の実施に努める。	生涯学習振興課 中央図書館
公民館等の子ども向け講座の充実	72 公民館等におけるおはなし会や民話のつどい、紙芝居など子どもが本に親しむ機会を提供できる主催事業の充実に努める。	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館
公民館施設の開放	73 土・日曜日の子どもの居場所・読書スペース確保に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室の資料の充実	74 計画的な資料収集に努める。	生涯学習振興課
公民館図書室職員の研修の充実	75 公民館図書室職員の研修の充実に努める。	生涯学習振興課

3 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の役割

幼稚園、保育所、認定こども園等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。そのためには、子どもや親が、送迎などのわずかな時間に、絵本等に安心して触れることができるスペースの確保に努めることが必要です。

また、子育て支援活動の中での読み聞かせ等を推進し、保護者に対して

読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及させることも必要です。

保護者、ボランティアや図書館等との連携・協力や、発達段階に応じた図書を選定し図書の整備を図るとともに、小学生・中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う異年齢交流などを通じて、乳幼児が絵本等に触れる機会が多様になるような工夫が求められています。

こうした施設では、乳幼児に直接接し、読書の楽しさを伝えることができることから、1つの新規事業を含む5つの事業に取り組んでいきます。

【5事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】親子ふれあい本の提供(再掲)	76 【新規】子どもが本を読みたいと感じた時に子どもの身近に本が存在する環境を提供し、子どもと親の読書活動の推進を図るため、図書館で絵本や児童書を購入し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、家庭に貸し出すなどの活用を図る。(再掲2)	中央図書館
幼稚園、保育所、認定こども園等におけるおはなし会の実施	77 幼稚園、保育所、認定こども園等におけるボランティア等による読み聞かせの支援に努める。(再掲54)	中央図書館 地区図書館 こども企画課 幼保支援課 幼保運営課
	78 幼稚園、保育所、認定こども園等における絵本を中心とした読み聞かせの充実に努める。	幼保支援課 幼保運営課
幼稚園、保育所、認定こども園等の児童向け図書の充実	79 絵本コーナー等における児童向け図書の充実に努める。	幼保支援課 幼保運営課 こども企画課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
交流による読み聞かせの実施	80 幼稚園、保育所、認定こども園等、小・中・特別支援学校が連携し、児童生徒による交流読み聞かせの実施に向けて検討する。	こども企画課 指導課 幼保支援課 幼保運営課

(2) 小・中・高等学校・特別支援学校の役割

読書は、国語力を構成している「思考力」「想像力」「表現力」「国語の知識等」のいずれにも関わり、育成の中核となるもので、「教養・価値観・感性等」を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものです。そのため、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境整備、適切な支援が必要です。

学校には、児童生徒の読書量、読書の質を高めていくことが求められ、授業等での調べものや全校一斉読書、学校での読み聞かせなどの取り組みを一層普及させ、多様な読書活動を推進することが必要です。

また、学校図書館には、自由な読書活動や読書指導を行う「読書センター」と、自主的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能があり、学校教育の中心的役割が求められ、資料の整備、充実、読書好きの子どもたちを育む上で重要です。さらに、児童生徒のストレスの高まりや指導上の諸問題に対応するための「心の居場所」としての機能を充実させていくことが期待されています。

学校では、推薦図書コーナーの設置や卒業までの読書量を目標として設定するなど、司書教諭や学校図書館指導員を核としながら、すべての教職員が学校図書館の活用や日々の読書指導の充実により、子どもの読書活動

を推進することが重要です。

このためには、各学校における校内研修や研究会などを通じ、教職員間の連携の促進や読書指導に関する研究協議、先進的な取組例の紹介などにより、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実が求められています。

また、特別支援学校等においては、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、読み聞かせの充実など、読書活動支援の推進が必要です。

学校での取組は、子どもに読書の大切さを伝えるために非常に重要であり、特に義務教育である小・中学校では、千葉市の子ども達の半数に読書の楽しさを伝えることができることから、19の事業を展開し、学校での読書活動を推進していきます。

【19事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
図書館でのおはなし会の実施(再掲)	81 小学生や高校生などが語る「子どもが語るおはなし会」を実施する。(再掲12)	中央図書館 指導課
学校等でのおはなし会の実施	82 学校における読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動を推進する。	指導課
	83 学年・学級単位での読み聞かせを推進する。	指導課
特別支援学級・特別支援学校等での読み聞かせの実施	84 学習の中で読み聞かせ等を一層推進する。	指導課
調べ学習の充実	85 調べ学習等に要する資料を収集・提供するとともに、一人ひとりに対応する支援・指導を推進する。	指導課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
全校一斉読書活動等の推進	86 学校の実態に合わせ、教育課程に朝読書を位置づける等、全校や学年での読書の習慣化を図る活動を一層推進する。	指導課
多様な読書活動への取組の実施	87 大型紙芝居やパネルシアター等を活用した、読書意欲の高揚を図る活動を推進する。	指導課
読書月間の設置	88 学校の実態に応じて、年2回の読書月間を設置し、読書に親しみ、成果発表の場となる行事の開催を推進する。	指導課
読書祭の開催	89 読書の発展として、読んだ本を朗読劇や紙芝居にするなどの多様な読書紹介・読書発表会等、意識を高める活動を推進する。	指導課
学校における読書活動の充実推進	90 魅力ある学校図書館づくりとして、司書教諭・学校図書館主任と学校図書館指導員が一体となった、児童生徒への読み聞かせや適切な図書の紹介・図書館の環境整備などを推進する。	指導課
学校図書館情報ネットワークシステムの整備推進	91 学校図書館資料のデータベース化とコンピュータ機器の整備を検討する。	指導課 教育センター
学校図書館の活用	92 放課後や長期休業中などにおける、学校図書館の活用を検討する。	指導課 生涯学習振興課
学校図書館資料の充実	93 「豊かな心を育てる図書」や「調べ学習に対応する図書」等の図書資料をバランスよく長期的な計画に基づいて整備し、効果的な活用を推進する。	指導課
特別支援学級・特別支援学校等での図書等の整備	94 一人ひとりに応じた図書と、図書コーナーの充実を推進する。	指導課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
各種研修等の充実	95 教職員の各種研修会における読書活動関連研修の充実に努める。 ※管理職候補者研修・司書教諭研修・学校図書館主任研修・学校図書館指導員研修・初任者研修・教職員研修等	指導課 教職員課 教育センター 中央図書館
学校間、学校・図書館間の相互貸借システムの構築	96 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、相互貸借できるシステムの構築について調査・検討する。	指導課 中央図書館 教育センター
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築	97 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。	指導課 中央図書館
ボランティア等との連携によるおはなし会の実施(再掲)	98 小学生や高校生などが語る「子どもが語るおはなし会」を実施する。(再掲12)	中央図書館 指導課
交流による読み聞かせの実施(再掲)	99 幼稚園、保育所、認定こども園等、小・中・特別支援学校が連携し、児童生徒による交流読み聞かせの実施に向けて検討する。(再掲80)	こども企画課 指導課 幼保支援課 幼保運営課

4 家庭・地域・学校等間の連携

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の団体がそれぞれの役割を自覚し、お互いに連携、協力しながら一体となって取り組みを推進することが重要です。

そのためには、保護者や地域住民、ボランティア等の地域の人材の協力を得るとともに、子どもがいつでもどこでも必要な本や、本についての情報が得られるよう、子どもの読書活動の推進に関する様々な活動が十分行われるための支援をしていくことも必要です。

特に図書館には、子どもの読書活動を推進する中心的な役割を果たすことが求められており、単独では実施や継続が困難な取り組みのサポートや、新たな連携のコーディネートを積極的に行っていく必要があります。

こうした、家庭・地域・学校等の連携により、切れ目のない、より充実した取り組みとするため、新規1事業を含む13の事業を推進していきます。

【13事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】親子ふれあい本の提供(再掲)	100 【新規】子どもが本を読みたいと感じた時に子どもの身近に本が存在する環境を提供し、子どもと親の読書活動の推進を図るため、図書館で絵本や児童書を購入し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、家庭に貸し出すなどの活用を図る。(再掲2)	中央図書館
ファミリーブックタイム運動の推進【拡充】(再掲)	101 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集の配布に加え、新たに妊娠期用を配布する。【拡充】(再掲5)	中央図書館 地区図書館 指導課
学校図書館への支援(再掲)	102 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。(再掲51)	中央図書館 指導課
市内小学校を対象とする図書館利用の促進(再掲)	103 図書館職員が市内の小学校を訪問し、図書館の利用案内を行う。(再掲52)	中央図書館 地区図書館
図書館見学や職場体験の受入れ(再掲)	104 子どもたちが図書館の役割や仕事の内容を学ぶことができるよう図書館内の見学や職場体験を受け入れる。(再掲9)	中央図書館 地区図書館 指導課
放課後子ども教室でのおはなし会の実施(再掲)	105 放課後子ども教室において、地域おはなしボランティアによるおはなし会を実施する。(再掲59)	生涯学習振興課 中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
ボランティア研修の実施	106 ブックスタート事業の推進に向けてのボランティア研修会を実施する。	健康支援課 保健福祉センター健康課 中央図書館
学校間、学校・図書館間の相互貸借システムの構築(再掲)	107 学校間、学校と図書館間での資料の活用を図るため、相互貸借できるシステムの構築について調査・検討する。(再掲96)	指導課 中央図書館 教育センター
学校間、学校と図書館間の配送サービスの構築(再掲)	108 学校間、学校と図書館間における資料の配送方法等、物流システムの構築に関して調査・検討する。(再掲97)	指導課 中央図書館
図書館と公民館図書室との選書情報の交流	109 図書館の児童選書会での資料、公民館用選書リスト等の提供と活用を図る。	生涯学習振興課 中央図書館
学校と図書館との交流会の実施	110 司書教諭・学校図書館主任や学校図書館指導員と図書館職員との交流会を開催する。	指導課 中央図書館 地区図書館
図書資料等の有効活用(再掲)	111 図書館の不用図書・寄贈図書等を活用して、コミュニティセンターの図書室や子どもルーム、幼稚園、保育所等の資料の充実を図る。(再掲53)	中央図書館 健全育成課 市民総務課 生涯学習振興課 幼保支援課 幼保運営課
子ども読書まつりの実施(再掲)	112 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲21)	中央図書館 地区図書館

5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 啓発や広報の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近な大人が改めて読書活動の意義について理解を深め、推進する気運を高めることが重要です。子ども読書活動推進に向けた様々な施策、事業を知ってもらい、理解を得て、利活用されなければ意味がありません。大人が理解と関心を持つことで、子どもの読書意欲を高め、習慣づけることにつながります。

そのため、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」など、様々な機会をとらえ、子どもや保護者をはじめ、担い手や行政各課などへの幅広い広報が必要です。

こうした啓発や広報活動を着実に推進するため、3つの新規事業を含む27の事業に取り組んでいきます。

【27事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
【新規】子育て応援コーナーの設置	113 【新規】千葉市の子育て支援施設や制度に関するリーフレット等を集め情報提供する他、子育てに役立つ図書等を展示・紹介する「子育て応援コーナー」を設置する。	中央図書館 地区図書館
【新規】読書ノートの配布(再掲)	114 【新規】子どもたちが読書の楽しさや素晴らしさを感じて本を読むきっかけを作るとともに、子育て中の親が、読み聞かせ等を通して本に対する親しみを取り戻すきっかけをすることで、親子のふれあいや家庭での読書の推進を図るため、「まほうの読書ノート」を配布する。(再掲1)	中央図書館
【新規】ファミリー読書月間の制定(再掲)	115 【新規】定期的に読書活動に対する興味を喚起することで、親子が本に親しむ習慣をつけるきっかけとし、子どもと親の読書活動の推進を図るため、毎年10月及び11月を「ファミリー読書月間」とする。(再掲7)	中央図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子どもの読書活動の推進に資する各種講座の実施(再掲)	116 保護者等を対象に、子ども向けの本の紹介や子どもに本の世界の楽しさを伝えられるような「子ども読書講座」の実施を通じた情報提供や啓発を行う。(再掲3)	中央図書館
	117 関心のある市民を対象に、子どもへの本の読み聞かせに関する講座を実施する。(再掲23)	中央図書館 地区図書館
	118 図書館出前講座として「絵本講座」を実施する。(再掲24)	中央図書館 地区図書館
	119 図書館の資料を使った工作や、科学遊びを行い、絵本や文学以外の資料も紹介する。(再掲25)	中央図書館 地区図書館
各種広報誌紙等を通しての啓発・情報発信	120 家庭教育資料「家庭教育応援します～親ナビ@高学年. ちばし～」等を活用する。	健全育成課
	121 図書館ホームページ「こどものページ」を積極的に活用し、レファレンスの充実や情報の発信に努める。(再掲28)	中央図書館
	122 学校だより・学校図書館だより等を通しての情報発信を推進する。	指導課
情報提供の充実・強化	123 パンフレット配布による情報提供に努める。 ※母子保健事業の中で、啓発用パンフレットや保護者に読んでほしい図書のリスト・図書館等で実施するおはなし会等の案内書の配布を検討する。	中央図書館 健康支援課 保健福祉センター健康課
	124 保健福祉センターに情報掲示コーナーを設置する。 ※おはなし会や子どもに読ませたい図書、保護者に読んでほしい図書のリスト等を、情報掲示コーナーを設置し啓発に努める。	健康支援課 保健福祉センター健康課

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
	125 コミュニティセンター利用サークルへの情報提供に努める。 ※コミュニティセンターを利用している幼児・育児サークルに対して、パンフレット等の配布により情報を提供する。	市民総務課
	126 男女共同参画センターの利用者に向け、図書紹介コーナーを、期間を限定して設置する。	男女共同参画課
推薦図書等の紹介	127 「よんでみよう」等ブックリストを配布する。推薦図書リスト(新着図書)を配布する。	中央図書館 地区図書館
	128 外国人市民の子ども向け資料情報を提供する。 ※外国語表記の図書リスト等の資料情報を提供する。	中央図書館 地区図書館
ファミリーブックタイム運動の推進【拡充】(再掲)	129 親が子に読み聞かせをしたり、家族で読書に親しんだりする時間をつくるよう呼びかける運動(ファミリーブックタイム運動)を推進するため、新就学児及び4か月児健診用のファミリーブックタイム事例集の配布に加え、新たに妊娠期用を配布する。【拡充】(再掲5)	中央図書館 地区図書館 指導課
母親＆父親学級における啓発活動の充実	130 母親＆父親学級において、関係資料を配布するなど啓発活動の実施に努める。	中央図書館 健康支援課 保健福祉センター健康課
子ども読書の日等関連行事の実施(再掲)	131 子ども読書の日を中心に、時節をとらえ推薦図書の展示や啓発資料配布等を実施する。(再掲18)	中央図書館 地区図書館
子ども向けイベントの実施【拡充】(再掲)	132 「親子探検ツアー」、「一日図書館員」事業や民間との連携事業を実施し、図書館への理解や親しみを深める。【拡充】(再掲19)	中央図書館 地区図書館
	133 図書館が紹介するテーマに沿って本を読んだり(ブックラリー)、読んだ本の紹介をする(ブックトーク、本だいすき)など、子どもが主体的に参加して、楽しみながら読書に親しむ事業を実施する。(再掲20)	中央図書館 地区図書館

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
子ども読書まつりの実施(再掲)	134 学校や地域とも連携し、読書への関心を高めるため、子どもの読書活動に関する各種イベントを実施する。(再掲21)	中央図書館 地区図書館
学校図書館への支援(再掲)	135 図書館の団体貸出の利用促進のため、学校図書館へのリーフレット配布や、団体貸出資料について検索方法の出前講座や夏休み見学会を実施する。(再掲51)	中央図書館 指導課
公民館事業の実施	136 家庭教育学級などの主催事業の中で、子どもの読書の必要性や意義など、子ども読書活動に関する理解や関心の普及に努める。	生涯学習振興課
子育て関連講座の充実	137 男女共同参画センターでの子育て関連の講座において、子どもの読書活動に関する内容での実施に努める。	男女共同参画課
保護者・職員等の啓発研修の促進	138 PTA、保護者会、職員の研修会等において、子どもの読書活動の重要性等について啓発する。	指導課 幼保運営課
参加型の啓発活動の工夫	139 学校単位でPTAや保護者会に協力を依頼し、図書の整理・修繕等のボランティア活動の実施を推進する。	指導課

6 推進体制の整備

第1次計画において「本計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開するための組織」として庁内に設置した、「千葉市子ども読書活動推進会議」とその下部組織である担当者会議を活用し、引き続き計画の積極的な推進と管理を行います。

【1事業】

施策・事業項目	施策・事業の内容	所管課
千葉市子ども読書活動推進会議及び担当者会議の活用	140 本計画の事業の推進を図るため、事業の進捗管理を行うとともに、計画全体について総合的・継続的に協議し、必要な修正を加えるなどの執行管理を行う。	中央図書館

巻 末 資 料

(子どもの読書関係資料)

- 1 市立図書館等関係データ
- 2 市立学校関係データ

(法令関係等資料)

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化について

(「千葉県子どもの読書活動推進計画」 (第三次) より)

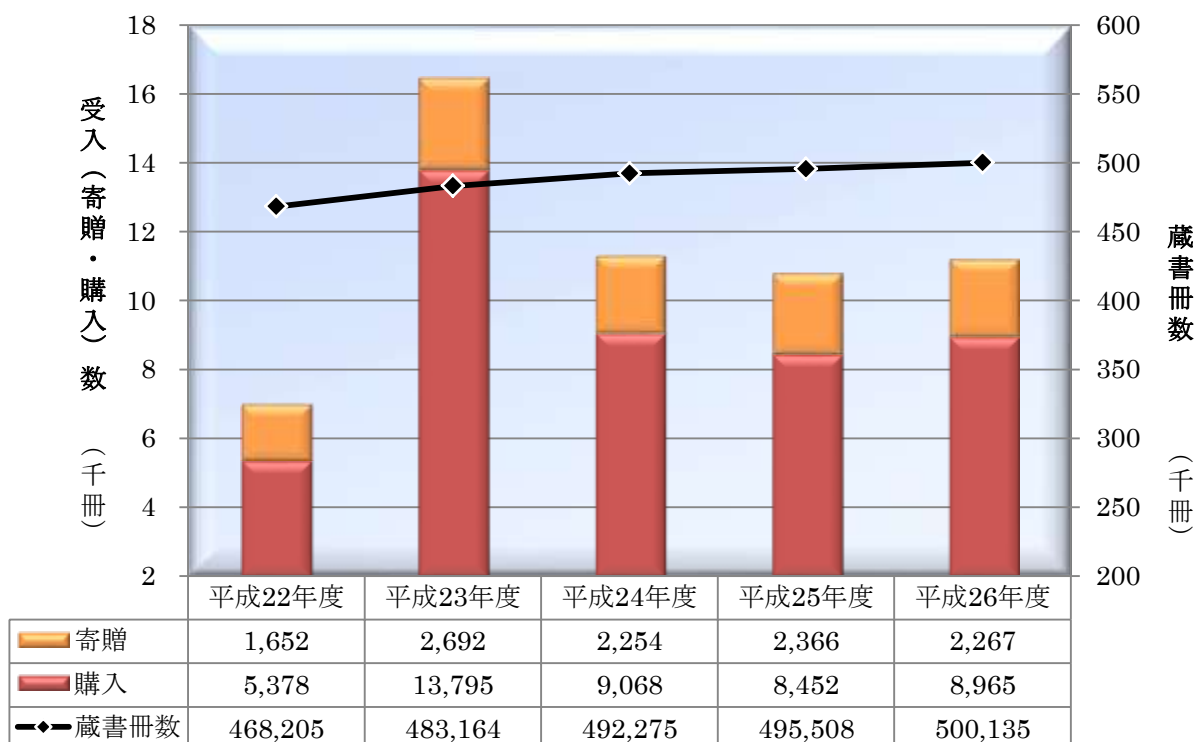
1 市立図書館等関係データ

(1) 市立図書館等の児童生徒登録率と児童書貸出冊数の推移

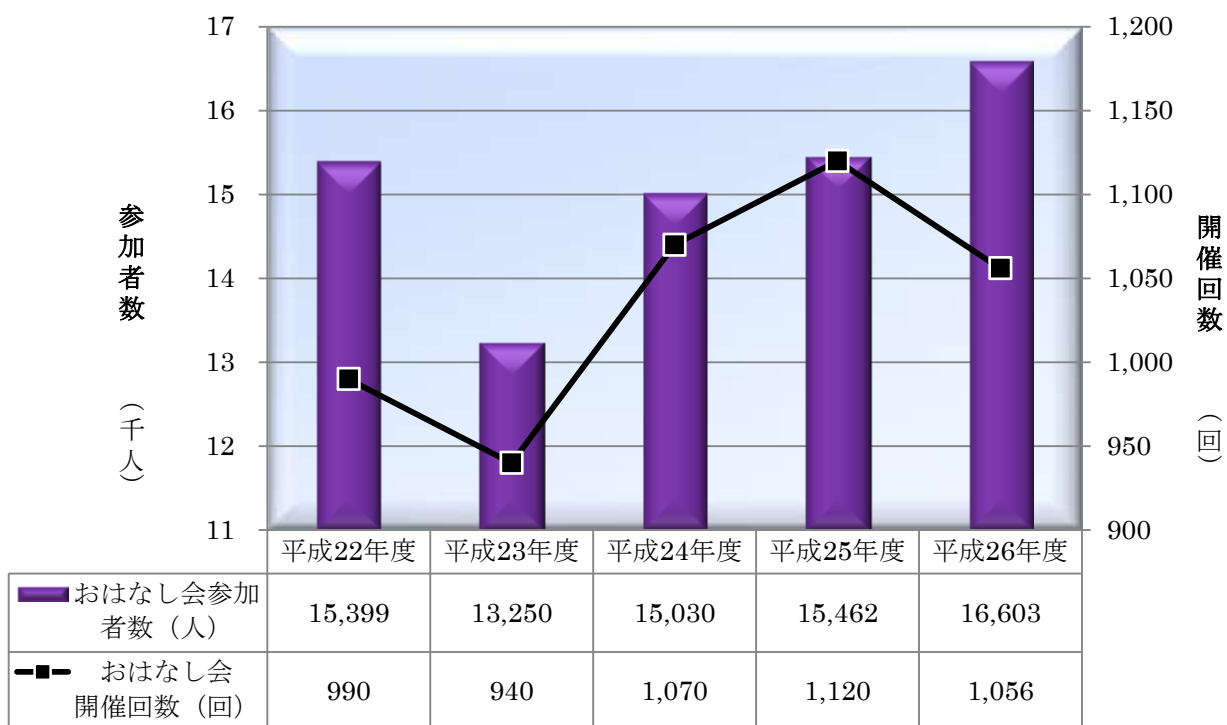


※児童生徒登録者数の統計は、平成23年度分から開始。

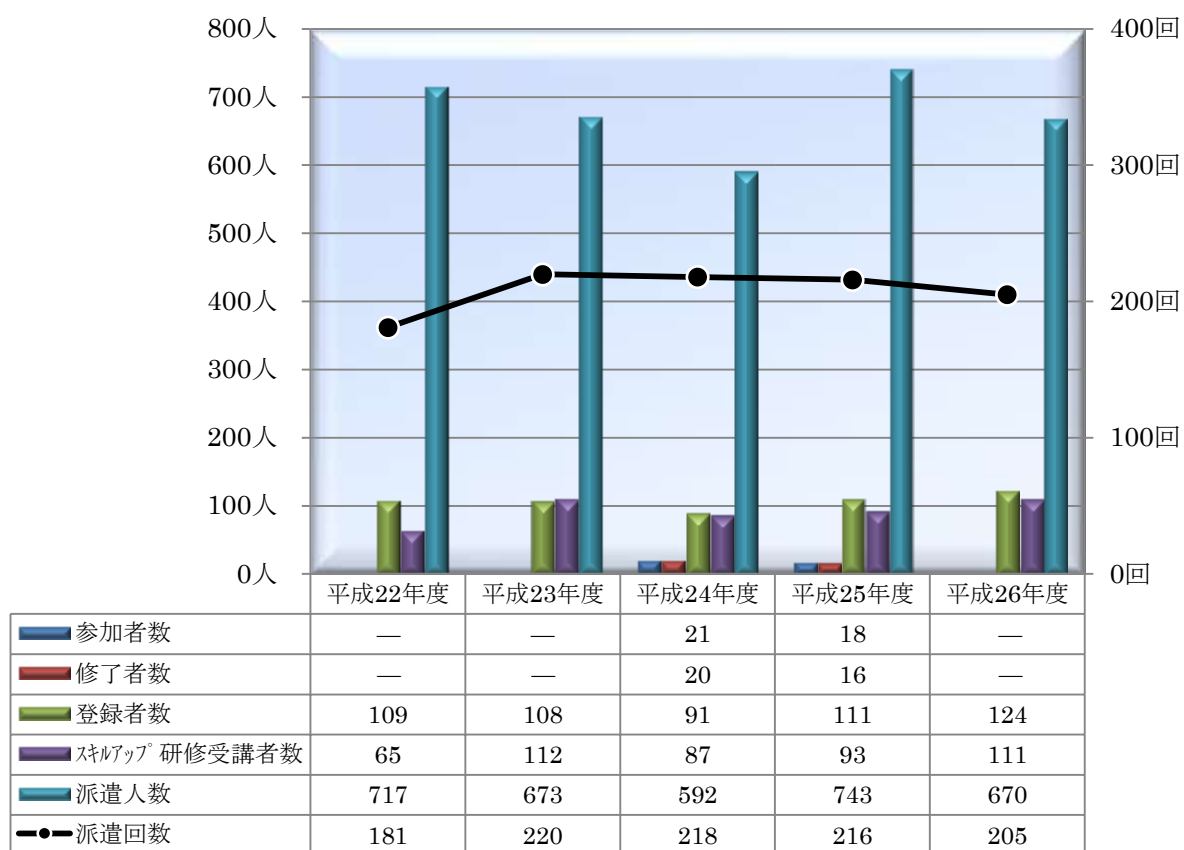
(2) 市立図書館の児童書の蔵書数と受入数の推移



(3) 市立図書館等のおはなし会の開催回数と参加者数の推移

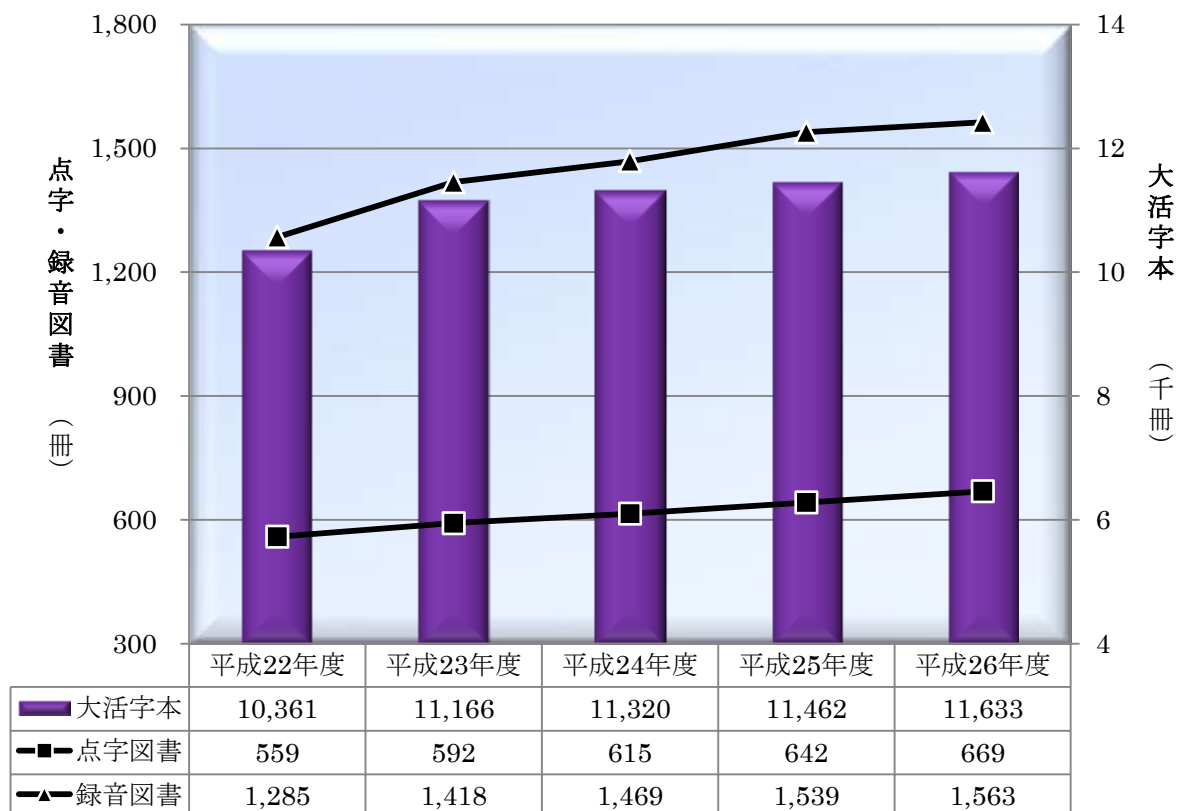


(4) 千葉市地域おはなしボランティアの養成と活動状況の推移

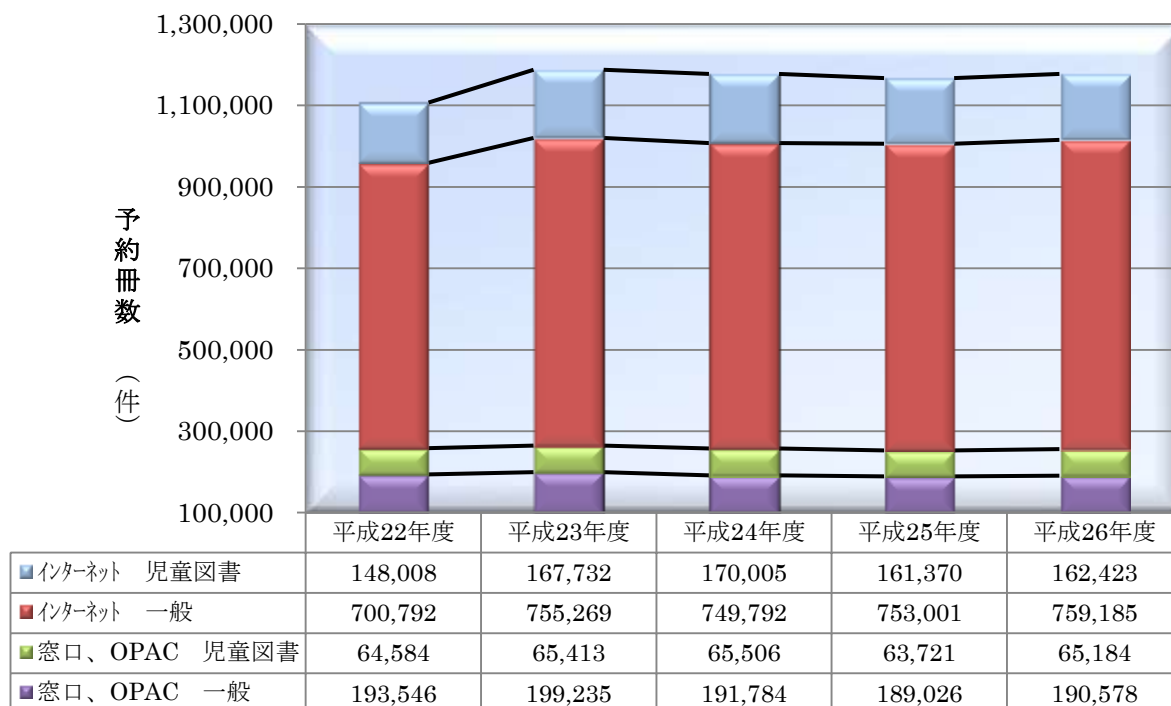


※平成24年度及び平成25年度の地域おはなしボランティア養成は臨時開催。

(5) 市立図書館の障害者サービス資料蔵書数の推移

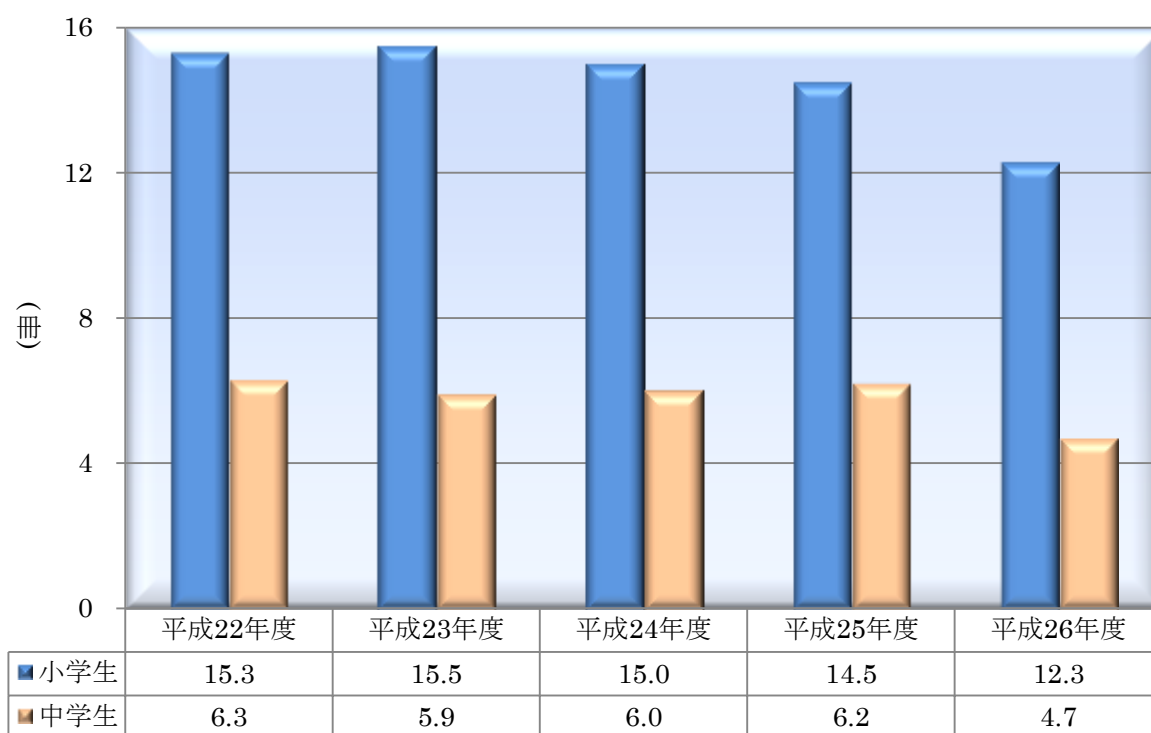


(6) 市立図書館等の予約件数の推移

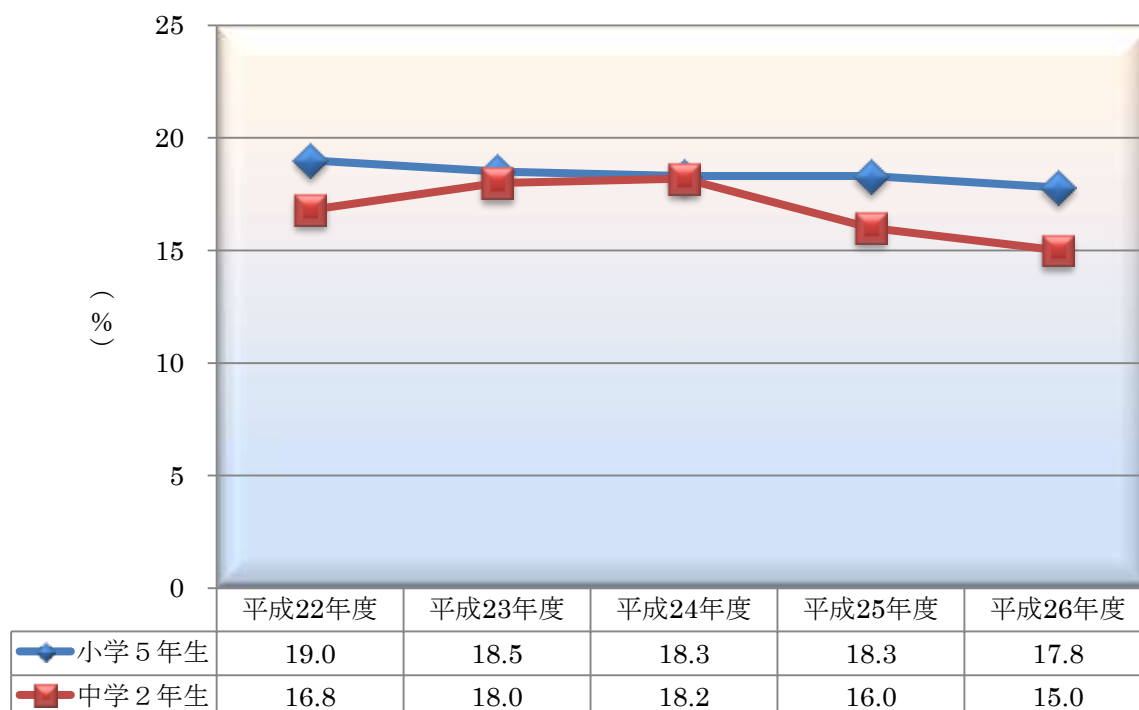


2 市立学校関係データ

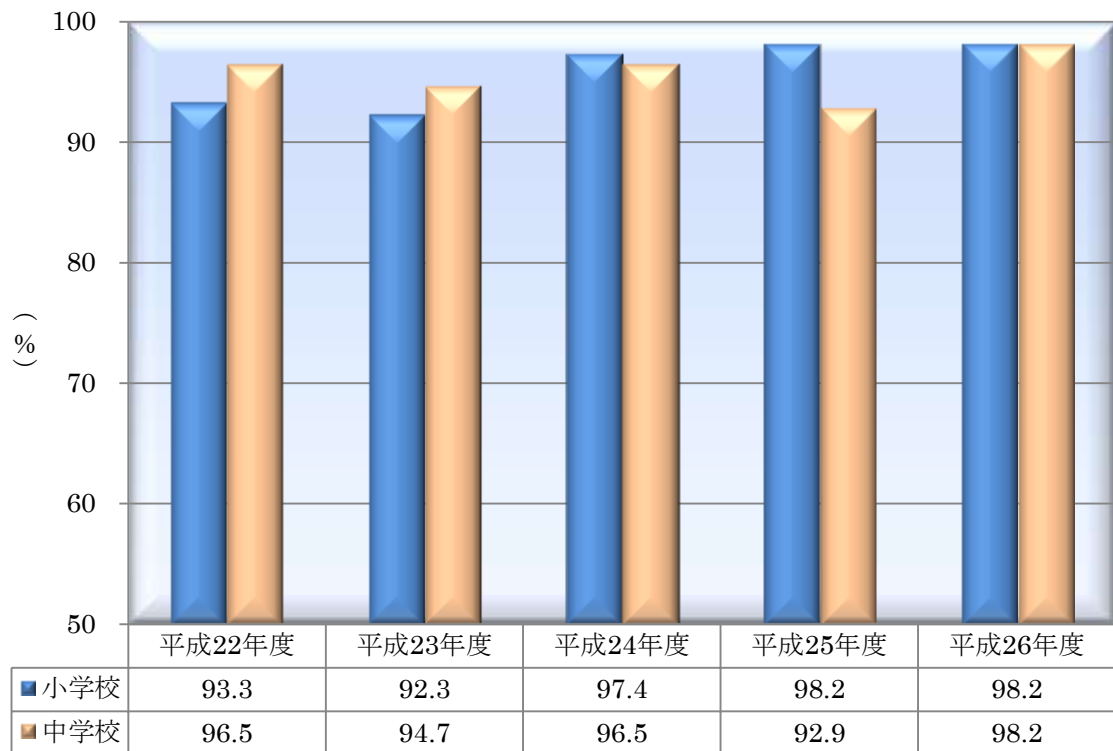
(1) 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数の推移



(2) 学校以外で1週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合の推移



(3) 市立小・中学校における全校一斉読書実施校の割合の推移



(4) 12学級以上の市立小・中学校における司書教諭有資格者の配置の割合の推移

年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	学 校 総 数	81	84	84	81	82
	配置学校数	81	84	84	81	82
	割合 (%)	100	100	100	100	100
中学校	学 校 総 数	33	34	35	36	36
	配置学校数	33	34	35	36	36
	割合 (%)	100	100	100	100	100

(5) 市立小・中学校への学校図書館指導員の配置の推移

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配置数 (人)	120	120	120	120	120

※ 平成26年度 / 69人が週4日1校勤務(中学校全校と高等特別支援学校、小学校13校)

51人が週2日ずつ2校に勤務(小学校・特別支援学校102校)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

千葉市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市子ども読書活動推進計画を実効性のあるものとするため、進捗状況を確認し、必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として、千葉市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、学校教育部長及び中央図書館長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(担当者会議)

第5条 推進会議の事務を調整するため担当者会議を設置する。

2 担当者会議は、中央図書館管理課長、指導課長及び別表2に掲げる課等に所属するもののうち当該課等の長が指定する者をもって組織する。

3 担当者会議に座長及び副座長を置く。

4 座長は、中央図書館管理課長、副座長は、指導課長をもって充てる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局を中央図書館管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要なことは、委員長が別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

教育委員会事務局	生涯学習部長、学校教育部長、中央図書館長、総務課長、企画課長、教職員課長、指導課長、教育センター副所長、生涯学習振興課長、中央図書館管理課長、中央図書館情報資料課長
市民局	市民総務課長、男女共同参画課長
保健福祉局	健康支援課長
こども未来局	こども企画課長、健全育成課長、幼保支援課長、幼保運営課長

別表第2（第5条関係）

教育委員会事務局	総務課、企画課、教職員課、指導課、教育センター、生涯学習振興課、中央図書館管理課、中央図書館情報資料課
市民局	市民総務課、男女共同参画課
保健福祉局	健康支援課
こども未来局	こども企画課、健全育成課、幼保支援課、幼保運営課

子どもの読書活動を取り巻く環境の変化について

※「千葉県子どもの読書活動推進計画」（第三次）より抜粋

1 「国民読書年」（平成22年）の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。同決議書では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されました。

この取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」（平成23年9月）において、「読書で人を育てる、『読書を支える人』を育てる」「住民参加で自治体ごとの『読書環境プラン』（仮称）を策定し、実現する」「読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム（基盤となる『場』）をつくる」が提言されました。

2 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要があります。

3 学習指導要領の全面实施

平成23年度から学校種毎に順次全面实施されてきた学習指導要領では、その総則において、学校図書館を利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること等を定めています。

なお、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示）では、幼児が絵本や物

語等に親しめるようにすることを定めています。

4 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正

平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正されました。そこには、①社会の変化や新たな課題への対応②図書館法の改正への対応③情報化への進展の対応④都道府県及び市町村の役割の明確化(都道府県立図書館は、域内の市町村立図書館や図書館未設置市町村に対する支援等を行うとともに、住民の直接利用に対応する体制も整備すること。市町村立図書館は、地域の実情に応じ、住民のための資料や情報の提供等直接的なサービスを行うこと)等の視点が盛り込まれています。

5 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」の策定

平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」が閣議決定されました。特に①市町村計画策定率の向上(市100%、町村70%)②不読率の改善(10年で半減)③地域における子どもの読書活動の推進④学校等における子どもの読書活動の推進⑤「子ども読書の日」を中心とする広報啓発の促進について留意して、各種施策のより一層の充実を図るよう通知がありました。

6 「学校図書館法」の改正

厳しい財政状況の中でも、学校図書館担当職員を配置する学校は近年一貫して増加しています。平成26年には学校図書館活動の充実を図る上で有効な学校司書の配置の努力義務規定が新設されました。また、その資質向上について、平成25年に有識者等の協力者を得て、学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究を行い、関係者が共有する一定の方針が示されました。



第3次 千葉市子ども読書推進計画

～おはなし・読書 ちばプラン～

発行／平成28（2016）年3月

千葉市教育委員会生涯学習部中央図書館

〒260-0045千葉市中央区弁天3丁目7番7号

TEL043-287-3980